

ひとり親世帯臨時特別給付金

1. 基本給付（1回目+再支給）

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

【令和2年12月より、基本給付を再支給します】

12月16日時点で、基本給付（1回目）の申請を行っていない方で、同日以降に新たに申請を行う方は、再支給を希望すれば、2回分の支給が受けられます。

● 給付金の対象となる方

■ 次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
- ② 公的年金等※2を受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方※3で一定の収入基準を満たす方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当を申請していなくても、仮に申請していれば、公的年金等の受給によって、令和2年6月分の手当の支給が停止されたと推測される方も対象

● 給付額（1回目・再支給とも同じ）

1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円加算**

▼ さらに、①または②の方は ▼

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への追加給付

● 給付金の対象となる方

基本給付の対象となる①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯**5万円**

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずお読みください。

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付（再支給を含む）**は**申請不要**です。
- ▶ **再支給**は、**12月28日**に1回目の基本給付振込指定口座に振り込みます。

【ご注意】

※ 再支給を希望しない場合は、市ホームページから『受給拒否の届出書（様式第6号）』をダウンロードの上、**12月22日までに**市に提出してください。

- ▶ **追加給付**は**申請が必要**です。
申請書を記入し、申請期限までに**持参**か**郵送**で市にご提出ください。

★申請書の様式：市ホームページからダウンロード、市窓口に設置

★申請期限：〔持参〕**令和3年2月27日 午前中**
〔郵送〕**令和3年2月28日（消印有効）**

公的年金等受給者の方、家計急変者の方（表面1. ②または③に該当する方）

- ▶ **再支給**は、下記支給日に1回目の基本給付振込指定口座に振り込みます。

a. 12月16日時点で1回目の基本給付を受給済みの方は、**12月28日**

b. 12月17日以降に1回目の基本給付を申請する方は、**令和3年1月以降**

※bの方は、1回目と再支給分をあわせて振り込みます。

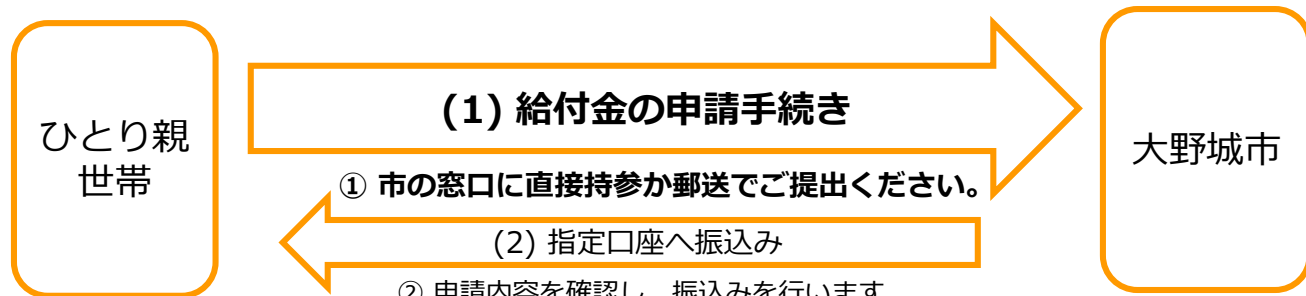
- ▶ **基本給付（再支給を含む）、追加給付**ともに**申請が必要**です。

※追加給付は、公的年金等受給者の方のみ対象となります。

申請書を記入し、申請期限までに**持参**か**郵送**で市にご提出ください。

★申請書の様式：市ホームページからダウンロード、市窓口に設置

★申請期限：〔持参〕**令和3年2月27日 午前中**
〔郵送〕**令和3年2月28日（消印有効）**



お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
- 大野城市役所 子育て支援課 子育て支援担当
092-580-1862（受付時間 平日8:30～17:00）